

「こどもまんなか事業に係るライフデザイン啓発事業」業務委託仕様書

1 業務の名称

「こどもまんなか事業に係るライフデザイン啓発事業」業務委託

2 目的

大学生や企業の若手社員等の若年層をターゲットとし、若年層が正しい知識に基づき、働き方、結婚、出産、子育て等、性別に関わらず将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、ワークライフバランスの実現のため、若者が将来のライフデザインを希望を持って描くことができる環境づくりを目的とする。

3 業務の契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務の概要

- (1) WEBサイトの企画運営・保守管理業務
- (2) WEBサイト掲載用動画の企画・作成業務
- (3) WEBサイト広報チラシの作成業務
- (4) ライフデザインセミナーの企画運営・開催業務

5 業務の内容

- (1) WEBサイトの企画運営・保守管理業務

ア WEBサイトの企画

- ① ユーザー動線を意識したページレイアウト構成及びわかりやすいメニュー構成にすること。
- ② ライフイベント（仕事や働き方、結婚、妊娠・出産、子育て、お金など）のページを統計データ等を用い作成すること。
- ③ ライフデザインに関するシミュレーションコンテンツを作成すること。
- ④ ライフイベントページとシミュレーションコンテンツは連動させること。
- ⑤ 自らの希望する働き方、結婚、出産、子育て等のライフイベントを利用者が入力できるようにすること。
- ⑥ 入力すると、一覧で示され、自分の人生を年代でシミュレーションできる内容をシステムにより自動生成できるものとする。
- ⑦ 広く普及しているOS、WEBブラウザ、その他アプリケーションでの閲覧が可能で、シミュレーション後の内容をPDFダウンロード可能なものとする。
- ⑧ お知らせ情報掲載機能を実装すること。
- ⑨ 5（2）で作成する動画を掲載すること。
- ⑩ 統一性のあるデザインとし、若年層に訴求できるようイラスト、アイコン、文字の大きさ、配置、配色等を考慮すること。

イ WEB サイトの運用・保守管理

- ① 契約期間中の WEB サイト保守業務への対応を行うこと。
- ② 県はシステム管理者として管理者用 ID とパスワードで認証し、管理者専用メニューへのログインができること。
- ③ 静的コンテンツに限り、WEB サイトのレイアウトや文言等の修正、変更（協議・運用サポートを含む。）に対応すること。また、県において簡易な文言の変更等ができるよう、受託者が操作マニュアル等必要なマニュアルを県に提供し、研修及び指導を行うこと。
- ④ 閲覧者及び管理者端末からの利用は、一般的に広く採用されている Microsoft Windows や MacOS に最新版の Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox、Safari などのブラウザがインストールされた PC 端末、及び Android、iOS などの OS に最新版の標準ブラウザがインストールされたモバイル端末に対応すること。また、これらに対してすべての環境での動作確認を実施すること。なお、県 PC 端末はシンクライアントシステムで操作を行っており、Cookie ファイルについては、ログイン時に毎回削除されるので留意すること。
- ⑤ サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏えい等のセキュリティインシデント発生時には、県に報告の上、速やかに対応を行うこと。

ウ レンタルサーバーの提供・保守

- ① サーバーの提供及び保守管理業務を行うこと。
- ② 有事の即時対応、復旧、データベースの定期バックアップを行うこと。

エ アクセス解析

WEB サイト公開後、アクセスログ報告を月 1 回行い、翌月 10 日までに県に報告すること。

オ セキュリティ対策等

- ① 受託者は別添「「安全確保の措置」に係る遵守事項」第 5 に従い実施したセキュリティ診断の結果を県が別途指定する日時までに書面で提出すること。
- ② CMS を利用する場合、以下の対策を施すこと。
 - (ア) 管理者アカウントのパスワードを定期的に変更する、管理者画面への接続 IP アドレスで制限する等、不正アクセスが生じないよう対策を講じること。
 - (イ) セキュリティアップデートが提供された場合は適用し、最新版を保つこと。
 - (ウ) 不要なプラグインを導入しないこと。また、不要となったプラグインは削除すること。
 - (エ) WAF や改ざん検知などのセキュリティ対策を行うこと
- ③ 別添の「安全確保の措置」に係る遵守事項を守ること。
- ④ 和歌山県情報セキュリティ基本方針及び関係法令を遵守して業務を行うこと。

(2) WEB サイト掲載用動画の企画・作成業務

ア 動画の企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、県と協議のうえ内容を決定すること。また、動画

の構成（シナリオ）を作成すること。

イ 取材・撮影

シナリオに基づき、動画の作成に必要な取材、撮影を行うこと。

ウ 編集

映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集を行い、完成までに複数回の内容及び修正指示の機会を設けること。また、ナレーション等は、原則、日本語を使用すること。

エ 内容

- ① 若手社員向けと生徒学生（高校生年代程度）向けの動画を2本作成すること。
- ② 働き方、結婚、出産、子育て等のライフイベントを網羅すること。
- ③ WEBサイトのデザインを勘案のうえ、各対象に訴求できるような内容とすること。
- ④ 統計データを適宜使用すること。
- ⑤ 5（3）のセミナーの他、県内企業・自治体が実施する研修等（以下、研修等）で利用できるよう必要な知識や情報を総合的に習得できる動画にすること。
- ⑥ 動画再生時間は各10分程度とし、作成した動画はホームページ内に掲載すること。
- ⑦ 出演者、協力者等に関する出演交渉を行うとともに肖像権及び著作権（音楽を含む）に係る調整を行い、研修等での二次利用について同意を得ること。また、出演料・使用料等が生じる場合は業務委託料の範囲で受託者が支払うこと。

（3）WEBサイト広報チラシの作成業務

ア チラシの企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、県と協議のうえ内容を決定すること。また、イメージ見本を2種類以上作成すること。

イ 校正

文字校正及び色校正は、県と協議のうえ3回以上行うこと。

ウ 規格

印刷は、以下に定める規格により行うこと。ただし、掲載する内容、全体のレイアウト、デザイン等を勘案し、指定する規格により難しい場合は、県の指示によることとする。また、データ（PDFデータ形式）を県に納品すること。

サイズ：A4両面

印刷色：両面4色カラー

紙質：コート紙90kg

部数：20,000枚（100枚を1束とすること）

エ 内容

- ① 5（1）アで作成したWEBサイトとデザインは統一すること。
- ② 5（1）アで作成したWEBサイトのQRコードを掲載すること。
- ③ 若年層がチラシをみてWEBサイトにアクセスしたいと思わせるようにすること。
- ④ 写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じるこ

とのないよう受注者において必要な手続きを取ること。

(4) ライフデザインセミナーの企画運営・開催業務

ア 内容

- ① 若者が望むライフデザインを実現できるように意識を高めるため、大学や企業と連携してセミナーを実施すること。
- ② セミナー内で、集客に繋がるようなイベントを企画提案し実施すること。
- ③ 外部講師を手配のうえ、上記で作成した動画の視聴、ホームページを操作して自身のライフイベントをシュミレーションする機会をつくること。
- ④ 外部講師については、上限額の設定があるため、県と協議のうえ講師を決定すること。なお、外部講師の謝金及び旅費は県で負担するため、業務委託料に含めないこと。
- ⑤ グループワークの時間を設けることにより、多様なライフデザインに触れる機会を創出すること。
- ⑥ セミナー参加者にアンケートを実施すること。アンケート項目については、県と協議のうえ決定すること。
- ⑦ セミナー参加者を集客するため、広報を企画提案し実施すること。

イ 回数 1回以上

ウ 対象者及び人数 大学生や、若手社員等の若年層など50名程度

エ 場所 和歌山市。上限額の設定があるため、県と協議のうえ会場を決定すること。
なお、会場使用料は県で負担するため、業務委託料に含めないこと。

オ 時期 令和6年11月から12月頃。県と協議のうえ決定すること。

6 成果品

(1) WEBサイト及び動画

令和6年8月20日(火)までに県に納品し、試験運用を行い、令和6年8月30日(金)までに本番運用を開始すること。

(2) WEBサイト広報チラシ

ア 納期 令和6年9月13日(金)

イ 納入場所 和歌山県庁こども未来課

(640-8585 和歌山市小松原通1番地の1 本館1階)

(3) ライフデザインセミナー

開催内容、アンケート集計結果、セミナーの評価・反省点、次回に向けた改善策の提案を記載した報告書をセミナー終了後3週間以内に県に提出すること。

7 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行できる可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する責任者及び進行管理者をおくこと。

8 留意事項

- (1) 納入する成果品の著作権の全て（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- (2) 本業務実施のために必要な第三者の著作権、肖像権、意匠権については、二次使用を含め受託者が事前に利用の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 本業務実施に際し、受託者自らが制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 情報の管理について、本業務（再委託をした場合を含む。）に関わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。事業完了後においても同様とすること。
- (5) 打合せ等にかかる交通費等諸経費については、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (7) 本事業は、国費を用いて執行する予定であるため、他に行っている事業と明確に区分して経理処理を行い、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。
- (8) 業務上発生する未確認事項やこの仕様書に定めのないものについては、県と協議のうえ決定すること。
- (9) 受託者は、委託期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもってデータ等を引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。

「安全確保の措置」に係る遵守事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、甲の情報を閲覧する者の個人情報侵害することのないよう、甲から委託を受けて情報を公開するために利用する機器等の管理を適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務の実施に当たり、ホスティングサービス、レンタルサーバー、ハウジングサービス又はこれらに類するサービスを利用する場合は、第1項に沿って本遵守事項に定める各事項を満たすよう、この契約による事務を処理するに当たり、事前にサービス提供者との間で取り決め又は確認をすること。

(ウイルス対策の実践)

第2 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、利用するサーバ等の機器について、ウイルス検知用データは常に最新のものに更新すること。

2 Webサーバの管理用又は更新用等にパソコン等の機器を利用する場合は、乙はこれら機器に対しても第1項で規定する措置を講じること。

(ソフトウェアの更新)

第3 乙は、本遵守事項の第2の対象となる機器で利用するソフトウェアに対しては、定期的に修正プログラムを適用し、できる限りソフトウェアを最新の状態にしておくこと。

(ファイアウォールの導入)

第4 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、ファイアウォールを設定し通過させるパケットや遮断するパケットに対するルールを設定しておくこと。

2 乙は、侵入防止システム（IPS）を導入すること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(セキュリティ診断)

第5 乙は、外部の者によるセキュリティ診断を受けること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(ログのチェック)

第6 乙は、この契約による委託期間中、定期的にログ（Webサーバー、OS、ルータ、DB等）をチェックすること。

(コンテンツ内容の確認等)

第7 乙は、著作権を侵害するような写真やイラスト、ファイル等は使用しないこと。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、コンテンツの取込持出時の検疫方法と取扱手順を事前に定めておくこと。

(パスワードの管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、本遵守事項の第2の対象となる機器等には安全なパスワードを設定することとし、定期的に変更すること。また、不要なアカウントを登録しないこと。

(コンテンツ等の管理)

第9 乙は、Web サーバやデータベースサーバ等、コンテンツや情報等を格納するディレクトリやファイルに対しては適正なアクセス権限を設定すること。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、下記の対策を講じること

- ① SQL インジェクション、クロスサイト・スクリプティング等の脆弱性への対策を講じること。
- ② 不要なページやウェブサイトを公開しないこと。
- ③ 不要なエラーメッセージを返さないこと。
- ④ 不要なサービスやアプリケーションを起動させないこと。

(セキュリティポリシー)

第10 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、セキュリティポリシーを策定すること。ただし、既にセキュリティポリシーを定めている場合はこの限りではない。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、不正侵入やウイルス感染が発生した場合の対応方法を策定しておくこと。ただし、既にこれらの対応方法を定めている場合はこの限りでない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、本遵守事項に定める各事項の状況について、随時調査することができるものとする。

注：甲は委託者である和歌山県を、乙は受託者を指す。